

米子市建設工事検査基準

平成27年12月10日制定

(目的)

第1条 この基準は、米子市建設工事検査規程（平成17年米子市訓令第35号）第4条第1項の規定に基づき、同訓令第1条に規定する工事の検査に関する技術的な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、契約書、設計書、図面、仕様書その他の関係書類（以下「契約図書」という。）に基づき、施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて、適否の判断を行うものとする。

(検査の要点及び基準)

第3条 施工体制及び施工状況に関する検査は、契約図書及び施工計画書の記載内容と施工状況及び各種記録（写真を含む。）とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

2 出来形に関する検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種記録と契約図書とを対比し、別表第2に定めるところにより行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じ、破壊して検査を行うものとする。

3 品質に関する検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と契約図書とを対比し、別表第3に定めるところにより行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、必要に応じ、破壊して検査を行うものとする。

4 出来栄えに関する検査は、仕上がり面、とおり、すり付け等の程度及び全体的な外観について、目視及び観察により行うものとする。

(施行期日)

第4条 この基準は、平成27年12月10日から施行し、同日以後に実施する検査について適用する。

別表第1（第3条関係）

施工体制及び施工状況に関する検査の要点

考 査 項 目	事 項
<p>1 施工体制</p> <p>(1) 施工体制一般</p> <p>(2) 配置技術者</p> <p>ア 現場代理人</p> <p>イ 主任（監理）技 術 者</p> <p>ウ 作業主任者</p> <p>エ 自社施工義務対象工事</p>	<p>適正な施工体制の確保状況</p> <p>現場への常駐及び執務の状況</p> <p>技術力及び判断力（工事内容の把握及び理解）の状況</p> <p>選任執行状況</p> <p>自社施工体制通知書との整合</p>
<p>2 施工状況</p> <p>(1) 施工管理</p> <p>(2) 工程管理</p> <p>(3) 安全対策</p> <p>(4) 対外関係</p>	<p>①設計図書の照査及び施工計画書の内容並びに現場への反映状況</p> <p>②工事材料管理及び写真管理の実施状況</p> <p>③段階確認の適正な実施及び協議資料等の整理状況</p> <p>④建設廃棄物等の処理状況</p> <p>⑤施工管理の実施状況</p> <p>工程管理状況及び進捗内容</p> <p>①安全管理体制の実施状況</p> <p>②周辺環境対策の実施状況</p> <p>対外調整状況</p>

別表第2 (第3条関係)

出来形検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 頻 度	摘 要	
共 通	一 般 施 工	共通の工種 矢板工	基準高、変位、根入長及び延長	施工延長100mにつき1か所以上。ただし、施工延長100m以下の場合は、2か所以上	原則として実測による。ただし、場合により施工管理記録によることができる。
		共通の工種 法枠工 吹付工 植生工	厚さ、 ^{のり} 法長、間隔、幅、延長梁断面、 ^{はり} アンカーピン数及び網重ね幅	施工延長200mにつき1か所以上。ただし、施工延長200m以下の場合は、2か所以上 施工面積1,000㎡につき1か所以上。ただし、施工面積1,000㎡以下の場合は、2か所以上	
	基礎工	基準高、根入長及び偏心量	杭5本につき1本以上 (重要構造物の杭)		
	石ブロック積(張)工	基準高、法長、厚さ及び延長	施工延長100mにつき1か所以上。ただし、施工延長100m以下の場合は、2か所以上		
	一般舗装工	路盤工	基準高及び幅	施工延長200mにつき1か所以上。ただし、施工延長200m以下の場合は、2か所以上	
			厚さ	施工延長1kmにつき1か所以上	
		舗装工	基準高及び幅	施工延長200mにつき1か所以上。ただし、施工延長200m以下の場合は、2か所以上	
			厚さ	施工面積10,000㎡につき1か所以上。ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は、2か所以上	
	地盤改良	基準高、幅、厚さ及び延長	施工延長200mにつき1か所以上。ただし、施工延長200m以下の場合は、2か所以上	コアーによる。	
	土工	基準高、幅、法長及び延長	施工延長200mにつき1か所以上。ただし、施工延長200m以下の場合は、2か所以上		
河 川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長及び延長	施工延長200mにつき1か所以上。ただし、施工延長200m以下の場合は、2か所以上	原則として実測による。ただし、場合により施工管理記録によることができる。	
	^{しゅんせつ} 浚渫(川)	基準高、幅、深さ及び延長			
	^ひ 樋門・ ^ひ 樋管	基準高、幅、厚さ、高さ及び延長	水門、樋門及び樋管は、本体部及び ^{のみ} 呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 ^{かんきよ} 函渠は、同種構造物ごとに2か所以上		
海 岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長及び延長	施工延長100mにつき1か所以上。ただし、施工延長100m以下の場合は、2か所以上		
	突堤・人工岬				
	海岸堤防 浚渫(海)	基準高、幅、深さ及び延長			
砂 防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ及び延長	構造図の寸法表示箇所の任意部分		
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ及び延長	施工延長200mにつき1か所以上。ただし、施工延長200m以下の場合は、2か所以上		
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ及び延長	施工延長100mにつき1か所以上。ただし、施工延長100m以下の場合は、2か所以上		
ダ ム	コンクリートダム	基準高、幅、堤長及びジョイント間隔	5ジョイントにつき1か所以上		
	フィルダム	基準高、外側境界線及び堤長	施工延長100mにつき1か所以上。ただし、施工延長100m以下の場合は、2か所以上		
港 湾	防波堤、物揚場等	基準高、幅、厚さ、高さ及び長さ	施工延長100mにつき1か所以上。ただし、施工延長100m以下の場合は、2か所以上		
	捨石工	基準高、幅、延長及び数量			

道	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ及び延長	施工延長100mにつき1か所以上。ただし、施工延長100m以下の場合は、2か所以上	原則として実測による。ただし、場合により施工管理による記録ができる。
	橋梁下部	スパン長	各スパンごと	
		基準高、幅、厚さ、高さ及び偏位	同種構造物ごとに、1基以上につき構造図の寸法表示箇所中的任意部分	
	鋼橋上部	部材寸法	主要部材について、寸法表示箇所中的任意部分	
		基準高、支間長、中心間距離及びキャンバー	5径間未満は、2か所以上、5径間以上は、2径間につき1か所以上	
	路	コンクリート橋上部	部材寸法	
基準高、幅、高さ、厚さ及びキャンバー			5径間未満は、2か所以上、5径間以上は、2径間につき1か所以上	
トンネル		基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔及び延長	施工延長100mにつき1か所以上。ただし、施工延長200m以下の場合は、3か所以上 (両坑口部を含めた箇所)	
用排水路	開水路	基準高、厚さ、幅、高さ及び延長	施工延長200mにつき1か所以上。ただし、施工延長200m以下の場合は、2か所以上	
		中心線のズレ	適宜	
	管水路	基準高	施工延長500mにつき1か所以上。ただし、施工延長500m以下の場合は、2か所以上	
		中心線のズレ、ジョイント間隔及びゴム輪位置	適宜	
ほ場整備	表土扱い	厚さ	施工面積1haにつき3点以上	
	基盤整地及び田面整地	基準高及び均平度	施工面積1haにつき3点以上	
	畦畔	断面及び延長	施工延長500mにつき1か所以上。ただし、施工延長500m以下の場合は、2か所以上	
	水路	断面、勾配及び延長	施工延長500mにつき1か所以上。ただし、施工延長500m以下の場合は、2か所以上	
	道路(砂利道)	幅、厚さ及び延長	施工延長500mにつき1か所以上。ただし、施工延長500m以下の場合は、2か所以上	
暗渠排水	吸水渠	布設深、間隔及び延長	施工面積1haにつき1本以上	
	集水渠	布設深	施工延長おおむね500mにつき1か所以上	
客土	客土	厚さ	施工面積1haにつき3点以上	
	スプリンクラー	埋設深	施工面積1haにつき1か所以上	
ため池改修	堤体	基準高、堤幅、法長、勾配及び延長	施工延長20mにつき1か所以上。ただし、施工延長20m以下の場合は、2か所以上	
	洪水吐及び樋管	基準高、厚さ、幅、高さ、延長及び中心線のズレ	適宜	
	グラウト	削孔位置及び削孔深度		
	その他の構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	構造物の重要度を考慮し、施工管理基準頻度の20%から40%までの範囲で実施することを原則として、同種構造物ごとに適宜決定する。	

建物外部工事	外壁面	厚さ、長さ、高さ及び平坦性	主要箇所寸法の実測
	屋根面	厚さ、長さ、高さ、勾配及び防水性	主要箇所寸法の実測
	バルコニー	厚さ、長さ、高さ及び勾配	手すりの高さと間隔の実測
	外部建具	規格寸法、数量、垂直及び水平機能	建付け、コーキングの有無及びドアチェック等の作動状態の確認
建物内部工事	床面	厚さ、高さ、平坦性及び防水性	主要箇所寸法の実測並びに床組堅固性、不陸及び不陸調整の方法の確認
	壁面	厚さ、垂直及び平坦性	主要箇所寸法の実測並びに下地処理及び仕上材の付着状態の確認
	天井面	高さ、厚さ及び平坦性	主要箇所寸法の実測並びに下地及び仕上材の確認
	内部建具	規格寸法、数量及び機能	見込み、見付寸法及び軸組の確認並びに建付け及び作動状態の確認
	附属器具類	規格寸法、数量及び機能	主要箇所寸法の実測並びに避難器具等の操作及び固定状態の確認
屋外附帯工事	延長、高さ、数量及び機能	主要箇所寸法の実測及び固定状態の確認	
設備工事	材料の規格、寸法、長さ、数量、位置、勾配、高さ、深さ、厚さ、支持間隔等	観察による確認及び主要箇所寸法の実測	

別表第3（第3条関係）

品質検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 方 法	
共 通	材 料	品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察及び品質証明書等により検査する。 (2) 必要に応じて実測する。	
	基 礎 工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 必要に応じて実測する。	
	土 工	(1) 土質又は岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は、設計図書と対比して適切か。		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か。		
	構造物の機能	構造物又は附属設備等の性能は、設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作して検査する。	
道 路	舗 装	路 盤 工	(1) 路盤材料の合成粒度は、設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は、設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 必要に応じて実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は、設計図書と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコア及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 必要に応じて実測する。

建 築	材 料	品質及び形状は、設計図書等と対比して適切か。	(1) 観察及び品質証明書等により検査する。 (2) 必要に応じて実測する。
	鉄筋コンクリート工事(無筋コンクリート工事を含む。)	強度等は、設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 必要に応じて実測する。
	鉄骨工事		
	ブロック及びALCパネル工事	強度、材質等は、設計図書と対比して適切か。	
	左官工事	強度、乾燥等は、設計図書と対比して適切か。	
	タイル工事		
	防水工事	材質等は、設計図書と対比して適切か。	
	木 工 事	等級、乾燥等は、設計図書と対比して適切か。	
	内装工事		
	建具工事	材質、機能等は、設計図書と対比して適切か。	
	塗装工事	規格等は、設計図書と対比して適切か。	
	金属工事	規格、材質等は、設計図書と対比して適切か。	
	雑 工 事	設置器具の品質機能は、設計図書と対比して適切か。	
設 備	機 材	機器及び材料の材質、形状、寸法、構造、機能等は、設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。
	性 能	施工時及び完了時の検査及び諸試験の状況は、設計図書と対比して適切か。	(2) 運転操作して検査する。 また、必要に応じて実測する。